

平成24年 4月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井 実	14番	佐藤 高清
15番	佐藤 博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

13番	小坂井 実	15番	佐藤 博
-----	-------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部 誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野 隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監 査 委 員 長 事 務 局	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税 務 課 長	伊藤好彦	収 納 課 長	山守 修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野 進
保険年金課長	平野宗治	環 境 課 長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書	記	佐野智雄
書	記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	海部南部水道企業団議会議員の選挙について
日程第4	議案第27号 弥富市税条例の一部改正について

~~~~~  
午前10時03分 開会

議長（佐藤高清君） ただいまより平成24年第3回弥富市議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、三宮十五郎議員のほうから弥富市介護保険加入者に関する資料が各位に配付してありますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤博議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~  
日程第3 海部南部水道企業団議会議員の選挙について

議長（佐藤高清君） 日程第3、海部南部水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部南部水道企業団議会議員に、三宮十五郎議員、武田正樹議員、佐藤博議員、平野広行

議員、鈴木みどり議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~

日程第4 議案第27号 弥富市税条例の一部改正について

議長（佐藤高清君） 日程第4、議案第27号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

平成24年第3回弥富市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきまして提案し、御審議いただきます議案は、条例議案1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第27号弥富市税条例の一部改正につきましては、東日本大震災の復興財源の確保のための特別措置法等が公布されたことに伴い、弥富市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、個人の市民税均等割について地方公共団体が実施する防災施策費用の財源として平成26年度から平成35年度までの間、500円引き上げること及び不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止することなどありますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案は総務部長に説明をしていただきます。

総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第27号弥富市税条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

「弥富市税条例の一部を改正する条例のあらまし」をごらんください。議案の一番最後のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、1として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実

施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が12月2日に公布されたことに伴います個人の市民税につきまして、均等割の標準税率を平成26年度から平成35年度までの10年間、現行3,000円に500円加算した額とすることとして、また平成25年1月以降に支払われる退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額から10%税額控除しておりましたが、その措置を廃止することとするものでございます。

次に2として、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴いまして、固定資産税について平成24年度は3年に1度の評価がえの年に当たり、従前より評価がえに合わせて土地に係る負担調整措置の見直しを行ってまいりました。評価がえの影響により、全国で約5,000億円という過去最大の減収が見込まれることから、この減収を圧縮するために、バブル期の地価高騰に対応して導入がされました住宅用地に係る措置特例を不公平是正の観点から、経過的な措置として負担水準を平成24年度、25年度については90%以上100%の範囲を据え置くことを講じた上で、平成26年度に廃止することとするものでございます。

次に3として、市たばこ税につきましては、県たばこ税の一部が市たばこ税に移譲されることに伴い、たばこ税の税率を旧3級品以外の税率1,000本につき4,618円を644円引き上げ、5,262円とし、また旧3級品についても1,000本につき2,190円を305円引き上げ、2,495円とするものでございます。

4のその他につきましては、法律及び地方税法等の改正により暫定措置の期間の延長等、必要な事項を改正することとしたものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとし、ただし、退職所得につきましては平成25年1月1日、市たばこ税につきましては、平成25年4月1日から施行することとするものであります。以上でございます。

議長（佐藤高君） これより質疑に入ります。

三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） おはようございます。

通告に基づきまして、市長及び担当の皆さんにお尋ねいたします。

まず最初に、復興財源、しかも、その市町が防災対策として使うということであれば、多くの皆さんが多少はやむを得んかなというふうに思われるかもしれませんが、本当に国のこの間の、税制改正とっておりますが、私は改悪とっておりますが、大企業や大資産家にはかなり大盤振る舞いの減税を続ける一方で庶民増税が続けられまして、今、お手元に配付させていただきました表をごらんいただくと、特に18年までの税制改正、要するに庶民増税

で地方税の改正が行われたわけでありますが、例えば17年と18年の介護保険の加入者、これは65歳以上の全員でありますから、この人たちの所得と課税の状況がどう変わったかということをもとにざらにいただくことができると思いますが、一番この改正の特徴は、年金課税なんかの強化だとか、それから老年者控除の廃止によりまして65歳以上の人たちに対する、それまで1月1日現在で65歳になった人は50万の所得控除が受けられたものが受けられなくなったというようなことから、かなり大きな変化があります。例えば17年度と18年度で比べてみますと、17年度は世帯全員が非課税ですね。本人も世帯人も税金を払っていないという御家庭は20%でありましたが、18年度には14.5%に減りました。それから、世帯の中で子供なり、どなたかが1人以上、均等割以上の税金を払っている世帯の老人ですね、50%、これが18年度には41.4%に減りました。

そして本人課税の所得割、この左側には190万以下と書いてありますが、17年と18年は200万以下というふうになっておりましたが、ここが17年度は15.8%であったものが27.5%になる。全体としての本人への所得税、住民税の均等割を含む課税は、29.9%から44%に大幅にふえました。これは収入がふえたんじゃなくて、税制の改悪によってふえたということです。ところが、その後、24年度の場合、これは24年3月当時の介護保険の加入者の区分であります。世帯全体の非課税は17.8%ということで、収入が減っておりますから、そこはふえてきていると、不景気の影響だと思えます。さらに、世帯の中にだれか課税の人がいるというのも38.4%に減ってきております。

それにかわってふえているのは190万未満の本人課税の人たち、要するに均等割なんかを含めた本当にぎりぎりの課税をしている人たちの割合が17年に比べるとほぼ2倍近くになってきているとかということで、したがって、17年度は少なくとも高齢者65歳以上の人で御本人が税金、均等割も含めて払わなくてもよかった人が70%を占めておりましたが、平成24年度の場合ですと54%余りに低下をして、大幅に所得の低い人たちへの負担がふえている中で均等割を500円上げるといことなんですが、先に県税が500円上げられて、今回、市税が500円上げられるわけでありまして、4,000円が5,000円になって25%、皆さんにとっては負担がふえるということになります。

たかだか500円といいますが、例えば実際に均等割課税がかかるのは、年金がなくてパートなどの収入で働いている人では、93万円を超えると均等割がかかりますので、生活保護基準を下回る収入の人でも均等割がかかる、またあわせて介護保険などの大幅な負担がかかるということになっておりますが、こういう実態の中で均等割がふえていく。あるいは、弥富市の減免規定もありますが、ほとんど実際には機能していないという状態のもとで、私は生活保護基準を下回るような人たちに対する弥富市の救済対策をもっと見直していく必要があるというふうにかねがね申し上げてまいりましたが、市は当面、やっぱり見直さず、今の現

行の制度で一応対応できると、当分していくということで、そのかわり相談は強化していくというふうに言われておりますが、問題は、この市の基準そのものが、例えば市民税でいきますと、均等割につきましては生活保護基準の100分の110以下のものについて、さらにそういう状況であって、なおかつ生活費に処分できる財産がないもの、要するに預貯金が基本的にないもの、あるいは極めて少ないものというふうに限定がされておりますが、これはもともと最低生活非課税の立場で国税徴収法等でも、この滞納処分をしたり、課税することによってその生活が著しく窮迫させるおそれがあるときは、個人である滞納者の財産について滞納処分を執行することにより、おおむね生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できなくなる程度の状態と、国税徴収法第76条第1項第4号に規定する差し押さえ禁止の給料程度の生活の維持状態というふうに、地方税法の中でも国税徴収法を引用して、地方税法逐条解説の中で、これは多分弥富市も使っていると思いますが、官庁にこういう法令書を納めているところが出している出版物の中にそういう定めになっておりますが、ここの基準は、給料については、これは政令で決められておりますが、月額本人について10万、それから配偶者、扶養家族、親族については4万5,000円、しかも、それはその収入で負担する税や社会保険料を除いた分ということになりますので、そういう基準から見ますと、弥富市の基準そのものがこれよりかなり低いわけですね。

だから、弥富市の基準そのものが地方税法の徴収事務についての定めを決めた基準、当然国税徴収法に準ずるという考え方を地方税法は踏襲しておりますが、そういう実際に税法で定められた基準が十分弥富市の制度として機能していない中で均等割がふえる。また、そのことによって介護保険等の負担がふえるということについてはかなり問題があって、法律に基づいた市の制度や対応の見直しはどうしても必要な時期を迎えているというふうに、1つは法制度の問題、もう1つは今申し上げましたように、非常に所得の低い人たちに税制の改正によって重い負担がかかる仕組みが発生し続けてきている。そして、なおかつ、その中で収入が減り続けているという状況のもとで、そういう対応が求められているというふうに思いますが、その辺については市側としては今どのようにお考えか、改めてお伺いいたします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

現在、市民の皆さん方には、大変厳しい生活環境の中、市民税であるとか固定資産税をお願いしておるわけでございます。本当に感謝申し上げますところでございます。しかし、今回の税条例の一部改正という状況の中で負担能力の低下がさらに激しくなっているのではないかという形での私どもの対応、改善ということの御質問かというふうに思っておるわけでございますけれども、現在、市民税につきましては、御承知のように、平成22年度から減免基準の拡大というような状況をつくり出していただきました。例えば、収入が最低生活費の

100分の100以下と認められ、かつ生活費に処分できる財産がない方につきましては、税額の全部を免除させていただいているところでございます。

また、収入が最低生活費100分の110以下と認められ、かつ生活費に処分できる財産がない方につきましては、所得割額の100分の50に相当する額を減免させていただいておるといような状況でございますので、市民税につきましては、現在のところ、これ以上の拡大は考えておりません。

なお、固定資産税につきましては、所得の減免基準が設けられております県内各市がでございます。そういったことにつきましても、我々は検証を進めていかなきゃならないだろうというふうに思っておるわけです。特に三河地方、豊田であるとか、安城であるとか、刈谷であるとか、そういった形の中で、私の言葉で正しいかどうかわかりませんが、非常に税収が豊かなところにつきましては、固定資産税における減免制度というのがそれぞれ施策として出されておるわけでございます。

そうした形の中で、他市の対象者、あるいは所得制限という形になることについて、我々もこの固定資産税における減免制度というものがどうあるべきかということにつきまして検証を重ねているところでございます。具体的に検証を重ねた現在の経過につきまして副市長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤高君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 固定資産税の減免をひとつ考えてくれという話は、3月議会の総務委員会で三宮議員からお話をいただきました。そうした中で私どもは、他市、いわゆる三河地方の自治体の事例を研究してまいりました。まだ最終的なものではございませんけれども、住宅について宅地、資産の要件ですね、宅地については200平米、住宅用地ですね、かつ建物が120平米以下というのが一般的でありますけれども、そういったのを対象にして、なおかつ減免の対象者につきましては、だれもかれもという考えは持ってありませんで、特別障害者手当を受給されている方、それから障害児福祉手当を受給されている方、特別児童扶養手当を受給されている方、それと在宅重度障害者手当を受給されている方、おおむね500名程度お見えになるかと思いますが、こういった方をまず対象にしていくべきではないかなと思っております。

所得の要件でありますけれども、そこにお住まいの方の世帯全員につきましては、市民税非課税というのを条件とさせていただきたいと思っております。

また、課税世帯であって対象にならない方があることになりましたけれども、場合によっては急遽状況が悪くなってしまうという方がありますが、そういう場合は前3カ月の世帯全員の合計収入が生活保護基準に100分の100以下というようなことで、他に認められない、処分がないような状態ということを考えております。

具体的な試算はしておりませんが、おおむねこれによって300万円ぐらいの固定資産税の減収になるのではないかなと、影響があるのではないかなと思っておりますが、詳しいことにつきましては、さらにもっと検証していきたいなと思っております。

なお、市民税のほうにつきましては、先ほど市長から答弁がありましたように、一層またPRをしていきたいなと思っておりますし、滞納処分、差し押さえ等、換価処分につきましても、そういったことをすることによって生活に大きく窮するというような状態にありましては、差し押さえ、換価処分については見合わせるということが当然必要かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、市の答弁によりますと、要するに全く余裕がない人の生活保護以下、ないしは生活保護基準の1.1倍以下の人については、その所得割の2分の1を軽減するというお話ですが、要するにもともと強制的に税金を取るようなことはしないという一番の土台は、給与や年金については国税徴収法で現在は1人1カ月、収入を得ている人について10万円と、それからもう1つは扶養親族については4万5,000円という基準が決まっております。しかも、この収入から負担しなければならない社会保険料や税金や、そういうものは全部除外をする基準、要するに生活の、その課税を賦課したり、あるいはその徴収することによって最低生活が維持できなくなる、生活を窮迫させる基準というのは決められているわけですね。

以前に、私がこの場で京都府が全府下統一で行っております滞納処分の停止等の条件を配付させていただいたことがありますが、それは国税徴収法や地方税法の徴収事務については、給与や年金についてはそういう基準が既にあるということから、私が配付させていただきました表につきましても、これは営業所得を中心としたもので、営業所得プラスその他の所得の合計見込み額が生活保護基準と比べてどうかということでありまして、給与や年金についてはその人の個々の生活保護基準を計算してじゃなくて、基本的に月額10万円の収入、それから扶養親族については4万5,000円の収入、そしてさらにそういう税や社会保険料の負担を除いた生の手取り収入というか、そういうものとしてきちんと法的に保護されるというふうになっていることについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 三宮議員の御質問にお答え申し上げます。

議員、最低所得の保護ということの観点で今おっしゃってみえるんですが、私どもは、やはり今ある税の法律に基づいて、やはり粛々と事務は進めてまいらなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 肅々とはいいんですが、はっきりと地方税法、総則の逐条改正の中で、国税徴収法で決められた基準がこの場合の基準ですよというふうに明文で示されていることについてはどのように理解されておりますか。

今の弥富市がとっているその基準は、これに合致しているのか、合致していないのか、ここが一番大事な問題なんです、私の質問ね。ここに沿ったものに改める必要があるんじゃないかという質問ですので、肅々と税法に基づいてというんですが、弥富の基準は、私は合致していないというふうに。

要するに、1つは、まず基準の土台で合致していないということ、それからもう1つは、その処分できる財産がないという前提ですよ。だけど、それにつきましては、つい先日というか、前回申し上げたんですが、2011年3月に秋田県の湯沢市で、湯沢市の基準は生活保護基準の6カ月分以内の預貯金は認めると、それを超えた人については減免は認めないという市の基準をつくっておったんですね。そうしたら、これが争いになって、この裁判が行われまして、判決は、今の減免の審査は生活保護よりも相対的に緩やかになるべきだと。保護を受けていない人にはそれ相応の手持ちのお金が必要だということで、生活保護基準の6カ月分以上超えて預貯金が幾らかあった人たちの3世帯が争ったんですが、いずれも国民健康保険と固定資産税の減免を市が不承認処分したのですが、これは裁量権を逸脱しており違法だという判決が出まして、その改善が指示されているというような状態でありますので、要するに処分する財産がないことという規定そのものが法律の趣旨を、私は逸脱しておるといふ言わざるを得ませんが、今のやり方、今の市の基準、要するにもともとの基準がそういう国税徴収法の基準に外れているということと、もう1つは処分できる、要するに預貯金を含む財産がないという前提でなければいかんということは、非常に法律に対して私はその要件を満たしていないといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員のおっしゃられる強制的に徴収するという中で、私どもは、先ほど副市長が申しあげましたけれども、悪質な滞納者といいますか、やはりきちっと納めてみえる方の納得のいく徴収事務は、我々もそれが仕事で義務だと思うんです。ただ、その議員のおっしゃられる、どうしても払えない方とか、そういう方についても、やはりそういう実態を調査しながら、副市長が申しあげたように、換価処分についても見送ってきたという実態がございますので、今、議員のおっしゃられるような、そこまでの持っていく方では、ちょっと一考感があると思いますが、ちょっと答えになっていませんかわかりませんが、以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） どうしても払えないお困りの方には対応するという多分スタンスだ

と思うんですが、これは物差しがあるんですよね。国税徴収法、地方税法も拘束するちゃんとした物差しがあって、給与や年金についていうと、その収入を得ている本人について手取りで10万円、それから扶養親族について4万5,000円、そういう人たちは滞納処分の停止は当然ですが、同時にその課税に対して減額や免除を申し立てて、それを受けるそういう権利も保障されておるわけですね。ここを何でもかんでもということではないよということで、そういう国税徴収法や地方税法で保障されておる条件を弥富市の判断で勝手に変えるということは、私は法律や税事務上やってはならないし、できないことだと思いますが、ここは非常に大事なことです。はっきりと、こういう理由でできないならできないということをお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

生活の中におきまして収入の少ない方等々における最低生活の保障というのは国の憲法でも定められておるところでございますので、これは私ども地方自治体におきましても、それは遵守していかなきゃならないというふうに強く思っているところでございます。

しかしながら、税の公平さということも一方ではあるわけでございます。そうした形の中で、先ほど私も答弁させていただきました市民税につきましては、それぞれの基準に基づいて減免を対象とさせていただいている方、多々ございます。そして、また固定資産税につきましては、今後、1つの市としての基準づくりを他市の例等も検討しながらやっていきたいということでございます。

そうした形におきましては、三宮議員がおっしゃるような国税の徴収法における基準ということにつきまして、我々もここで精査しなきゃならないわけでございますが、決して弥富市の税条例の中では違反をしているつもりはございません。そうした形の中で個々の対応につきましては、しっかりと窓口で対応させていただくと同時に、市の税制の問題につきましても御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 同じ質問を繰り返してもらちが明きませんので終わりますが、最後にこの問題について一言申し上げておきたいんですが、要するに国税徴収法の基準というのは、地方税法を拘束するということは、これは税務処理上、国も、それから多くの税金問題の専門家もひとしく認めるところでありまして、弥富市の基準とこの基準が別でいいということは、これはやっぱり成り立たないもので、京都府が別につくっておるのは給与や年金の人たちじゃなくて、要するに事業所得の人たちに対して統一したそういう基準をつくって救済するという仕組みがあるわけで、給与や年金についていうと、基本的には国税徴収法の基準が生かされるべきだというのが私は税務当局や財務省の見解だと思います。

さらに、私もこの市内におります税金の専門家にもお尋ねしたんですが、税法というのは日本じゅう統一した方法でやられている法律でありますから、どこかの市町でやられていることで、しかも、国が認めていることについていえば、そこでやれることなら、日本じゅうどの市町でもできることであって、それをこの弥富市のこういう枠があるからだめですよというのは、これはやっぱり税の公平という立場から認められないことであるというお話も伺っておりますので、一度そういう立場でしっかりと御検討いただいて、訴訟や、そういう問題にならないような対応を市としても御検討いただきたいということを申し上げて、次の質問に移ってまいります。

それから均等割の軽減の問題、今、100分の110を超えた人たちについては均等割の軽減をしないということですね。所得割、100分の100以下は全額ですが、100分のそれを超えた人たちについては均等割は軽減しないと。この均等割の問題というのは、その均等割が今の県税と合わせて今度5,500円になる問題とあわせて、非常に皆さんの暮らしに大きな負担になっておりますので、そのことについて少し改めてお尋ねをしておきたいと思います。

例えば、さっきも申し上げましたが、無年金の方で93万円を超える収入があれば均等割がかかります。だから、この人に均等割がかかると同時に、介護保険につきましては年間2万1,800円でしたか、今度の改正によりまして、負担がかかるんですね。ところが、もう一方でこの介護保険の第2段階ですか、第1段階と第2段階が2万1,800円だと思いますが、年金収入が80万円以下、その他の所得と合計で80万円以下であれば、この一番低い負担になるわけでありまして、給料が65万で年金が80万であれば145万の収入で、この人は第2段階で2万1,800円。さっき私が申し上げましたパート収入で93万を超える人については、第7段階で6万8,200円の負担が均等割が発生すると同時に起こるわけね。そうすると、145万の収入の人は2万1,800円で、93万のパートだけの収入の人は、均等割の負担と合わせて6万8,200円の介護保険、そのほかに国民健康保険の負担が発生しますから、本当に考えられないような状態が発生するということについては御承知でしょうか。これはそういう仕組みだから、仕方がないということで負担しなさいという対応を弥富市はされるでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 他の税の絡みもございませうけれども、軽減措置につきましては、やはり減免基準につきましては、弥富市独自で100分の110の軽減額が所得割を50%軽減するというので個々に定めておるわけございまして、これは海部地区でも弥富市は、議員のいろんな御指導のおかげで海部地区では抜き出ているところがあると思います。ですから、この今のそれぞれの税についても、今現状のそういう基準に合わなければ、今のそのように、その基準で徴収をさせていただくというのが基本だと考えております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 実は市町村長にいろんな、税もそうですし、介護保険や国民健康保険もそうなんです、中で市町村長が必要と認めたものは減免することができるという規定が全部ありますよね、今の条例、規則、弥富市の条例もありますよね。それはこういう矛盾を解消するために一番、皆さんも御承知だし、市長もおっしゃられるわけですが、直接住民と結びついた自治体が最終的に健康で文化的な最低生活の保障を担保するというので、そういうことが定められておるわけですね。それが今言ったように、明らかに常時の収入が生活保護基準より低くても、預貯金があることで弥富は使えないんですよ。

だから、民生委員の方たちが言うのは、例えば70歳、80歳のおばあさんたちがみんなに迷惑をかけたくないということで100万だとか200万貯金を持って、3食を2食にして生活しておる人たちも結構おるんですよ。本当に冬の小雪がちらつくような中をコンビニや、そういうところの時間切れというか、間際の食品の値下げの時期を目掛けて乳母車を押して買いに行くような人たちが結構見かけられますよね。そういう人たちを何とか救済しなきゃいかんんじゃないかという話、私もずうっと今までも何遍も聞いておるんですが、結局、今の弥富市のこういう基準だったら、全然そういう人たちへの対応はできないんですよ。ここは、やっぱり国税徴収法や、それからそれぞれの法律や制度の中にあります市町村長が必要と認めたものという枠はきちんと、今、例えば生活保護を受けるわけじゃありませんから、一定の預貯金がある、処分できる資産があることを理由にして門前払いをすることは、これは市町村長の裁量権を逸脱するという判決が出たのはここに理由があるんですよ。こういう問題として、結局、人に迷惑をかけたくないという思いで頑張っておる人たちがいつまでたっても減免さえ受けられないと。まあ、いいと、そういう仕組みになっておれば、全部今ある金を使ってお世話になりますと割り切れる人は対応できるけれども、そうやって一生懸命頑張っている人たちがそういう保護の外に置かれるということは、公平や、そういうことからいってあってはならないことで、そこに対応するのが私は末端の市町村の役割だというふうに思いますし、こういう減免制度の本当に果たさなきゃいかん役割だと思いますが、今、部長がおっしゃられた答弁でいいわけですね、弥富市としては問題ないというふうなお考えということで。

議長（佐藤高清君） 市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員から、今までにもこういった問題につきましては、重なってお聞きしておるわけですが、今回、私ども平成24年から26年度の第5期の介護保険料の改正につきましては、議員御承知のとおり、この財源が、いわゆるその給付額に応じた財源を求めていかなきゃならないということでございまして、そういった形の中で、今後、高齢化社会における要支援、要介護を含めたところのさまざまな介護についての給付額が伸びていくわけでございます。そうした形に中において財源をしっかりと確保し、それぞれの

被保険者、あるいは公費という形の中でしっかりとその役割を果たしていかなきゃならないわけでございます。

そういった基準額という形に対しても、いわゆる非課税世帯であるとか生活保護世帯につきましては、その基準額における倍率を非常に低下させていただいているというのが今回の我々の措置でもあるわけでございます。そういったことも御理解をいただき、さらにまた個々の問題ということにつきましては、我々行政としてもさらに検証を深めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、高齢化社会における介護保険ということが大変伸びているというか、多くの財源を必要とするという状況でございますので、御理解もいただきたいと思いますというふうに思っておりますのでございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 生活保護の人たちは、税や保険料の免除を受けるだけでなくて医療費の自己負担も基本的にはないということで、生活保護基準の1.1倍以下なんていったら、生活保護よりはるかに低い基準ですよ。1.1倍だって私は生活保護より低い基準だと思っています。だから、国税徴収法で10万だとか、扶養親族1人について4万5,000円の給与や、それから年金の人たちについては定めて、そこに食い込むような徴収もしないし、当然そういう人たちは軽減の要請ができるという考え方が国税徴収法の考え方の土台ですよ。ここに弥富市の、残念ですがこの基準というのは、いろいろよそに比べるといいと言われながら、実際にほとんど利用できない最大の理由や根拠がそこにあるということを指摘して、質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「反対討論」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今の議論を通じて、いろいろお考えになっていないわけではありませんが、やはり減免や強制的な徴収をしない最大のよりどころは、最低生活に食い込むような課税や賦課はしない。さらに、生活を窮迫させるようなことはしてはならないということが健康で文化的な最低生活保障という憲法の精神に沿い、税法や各種国民健康保険税法や、そういう制度や法律の中にあり、弥富市の条例も、またそれに基づいてつくられております。

ところが、残念ですが、実際にほとんど利用されていない、できない。確かに職員の皆さんの数が少なくて相談ができないとか、そういう理由も一方にあって、今の制度でも救済で

きる人もされていないというものもあります、やっぱりその一番土台のところですね、生活保護の人よりも、なぜ一生懸命働いておる人たちが低い暮らしをしなければいかんのか。そういうことに対して、これまでのいろんなこういう貧困問題の判決で共通した答えは、やはり税であろうと料であろうと最低生活非課税の原則はきちんと守らなければいかんと。しかも、一定の預貯金があるということを理由にして却下することは、それは限度がありますから幾らでもいいということではないと思いますが、これはやっぱり市町村長の裁量権を逸脱しておるといふ判決も出されている。あるいは、済んだところでは、かなりの預貯金の保有については認めているとか、そういう条件や状況を考えますと、私は大変残念ですが、弥富市の現在の基準と対応は、こうした国税徴収法の趣旨や対応に合わない。この一番根本のところはせっかく制度をつくられても利用できない非常に大きい原因でありまして、これを防災関係の費用の拠出だとか、捻出だとか、介護費用の拠出だとか、こういうことを理由にして拒むとか、あるいはそういうことをやっているのは財政的に余力があるところではないかというお話も、秋田県下の市町がこういうことをやっているとか、あるいは京都府下の市町、あるいは京都府が府の方針として全府下統一の減免基準を設けて救済しておるといふことなどから考えましても、とてもそれは財政に余裕があるとか、そういう問題ではない。このことが十分やられていないことが、毎年3万人を超える多くの皆さんが健康や経済的理由にしてみずから命を絶つというような、先進国で例のない悲惨な状態が解消されていない一番の原因であるし、法のもとでの平等、そういう生活保護基準との比較を故意にゆがめるようなやり方はあってはならない。そういうことを、とりわけ先ほども表でござんいただいたように、高齢者は社会のお荷物だというような言い方が盛んにされて、大変だ大変だと言っておりますが、実際には65歳以上の人の四十五、六%の人たちが弥富でも税金を払う、あるいはそれを割っておる人たちも含めて高額な介護保険料を初めとした負担をしております、本当にその身の丈を超えるような負担をしている人たちを国や地方が今きちんと救済をすることが、この日本のこういう深刻な事態を打開していく1つの、やっぱり若者たちがきちんと働いた収入で生活できるような世の中にすることとあわせて非常に大事なことです。

とりわけ、今回の介護計画の中でも、いよいよこの3年間の間に人口の減少が始まるということをして市は予測しておりますが、1つは若者がきちんと働ける、そういう子育て支援をしっかりやることとあわせて、いずれにしても、高齢化社会を迎えるわけですから、お年寄りやそういう人たちが安心して住めるまちにしていくことが人口の減少を防ぐ非常に大事なことであります。

特に弥富は、市街化農地が非常に多かったこともありまして、その対策としてアパートや賃貸住宅がたくさんつくられておりますが、蟹江町あたりでも駅から歩いて数分の2DKの結構小ざれいなアパートが生活保護の人でも入れる3万5,000円台に相次いで、ミニミニな

んかの紹介で、それまでは4万円を超えるような家賃だったところを空き家にしていくわけにはいかんということで引き下げも行われるとか、いろんなことが行われておりますが、やはりまず何よりも弥富市として考えなきゃいかんことは、そういう低所得高齢者に対してきちんと必要な支援をするという立場をしっかりと、税制や市のさまざまな支援制度の中できちんとしていただくことを強く求めて、今回の提案は、そういったことが自治体として必要な土台が十分尽くされない中で、たとえ500円であろうとそういう人たちの負担がふえることについては、とてもこれは黙視できる問題ではないという立場で反対させていただきます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） ほかに討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号は、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第3回弥富市議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~

午前10時59分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 博